

## 市民参加型予算事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、第3次伊賀市総合計画において、「これからの公共」をめざし、共感と参画を高め、市民が政策過程のさまざまな段階に自発的に関与することが重要であると定めていることから、市民から寄せられたアイデアを事業に積極的に取り入れるため、市民参加型予算事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (募集事業)

第2条 市は、毎年度別に定めるテーマについて、市政に関わる様々な課題の解決に向けた事業のアイデアを募集する。

2 アイデアの募集において想定する事業は、1事業につき概ね300万円以内とし、原則として単年度事業とする。

### (募集の対象としないアイデア)

第3条 次のいずれかに該当すると認められるアイデアは、募集の対象としない。

- (1) 営利目的又は特定の個人若しくは団体のみが利益を受けるもの
- (2) 政治活動、宗教活動又は選挙活動を目的とするもの
- (3) 現金給付又は施設整備のみを目的とするもの
- (4) 法令又は公序良俗に反するもの
- (5) 既存事業又は過去に実施した事業と同一の内容であると認められるもの
- (6) 第4条に規定する提案者の要件を満たさない者が提案したもの
- (7) 第5条に規定する提出方法によらずに提案されたもの
- (8) 市の事業として既に存在していると認められるもの
- (9) 事業実施が不可能であると認められるもの
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市が実施する事業としてふさわしくないもの

### (提案者等)

第4条 アイデアの提案者（以下「提案者」という。）は、募集の開始日時点において次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に通勤又は通学している者

2 次のいずれかに該当すると認められるものは、提案者となることができない。

- (1) 伊賀市職員（会計年度任用職員を含む。）

- (2) 伊賀市議会議員
  - (3) 法人
  - (4) 伊賀市暴力団排除条例（平成23年伊賀市条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員
- 3 アイデアの提案は、単独又は2人以上で共同して行うことができるものとする。
  - 4 アイデアの提案は、提案者1者につき1件とする。

（募集期間及び提出方法）

第5条 アイデアを募集する期間は、毎年度別に定める。

- 2 アイデアの提出は、次の各号のいずれかの方法により行うものとする。
  - (1) 市ホームページ等に掲載する専用の応募フォームへ必要事項を入力し、送信する方法
  - (2) 市ホームページからダウンロードできる市民参加型予算事業応募様式（様式第1号。以下「応募様式」という。）に必要事項を入力の上、未来政策部未来政策課（以下「未来政策課」という。）に電子メールにより送信する方法
  - (3) 応募様式を印刷し、必要事項を記入の上、未来政策課に郵送により提出する方法  
（審査方法等）

第6条 未来政策課は、アイデアの募集期間の終了後、提出のあったアイデアをそれぞれのアイデアに係る所管の部局等（以下「所管部局」という。）に振り分け、所管部局は当該アイデアを審査し、事業案を作成するものとする。

- 2 前項の規定による審査は、次に掲げる視点に基づき行うものとする。
  - (1) 社会情勢の変化等により、市民や社会のニーズが高まっていること。
  - (2) 具体的な事業を伴う提案となっていること。
  - (3) 地域において広く効果的であること。
  - (4) 現状及び課題がしっかり分析されており、その解決策としてふさわしく、かつ、事業規模、水準及び手法が適法なものとなっており、想定される業務量が過大でないこと。
  - (5) 市が実施主体として取り組むべき公共性を有していること。

（事業案への投票）

第7条 市は、事業案について、市内に住所を有する者（以下「市民」という。）による投票を実施するものとする。ただし、第4条第2項各号に掲げる者は、投票することが

できない。

- 2 投票は、市ホームページ等に掲載する専用の応募フォームにより行うものとする。
- 3 投票は、市民1人につき1回限り、かつ、1つの事業案とする。
- 4 投票した市民（以下「投票者」という。）は、当該投票を取り消すことができない。
- 5 市民1人につき2回以上の投票が確認されたときは、当該投票者の投票は、無効とする。
- 6 市は、投票の結果を市ホームページで公表するものとする。

（事業案の提出）

第8条 所管部局は、前条に規定する投票の結果を踏まえ、1事業当たり概ね300万円の範囲内で事業案を未来政策課に提出することができる。

（事業の選定）

第9条 市長は、所管部局から提出のあった事業案の中から、毎年度の当初予算編成過程における議論を踏まえ、別に定める予算総額の範囲内で事業を選定するものとする。

（結果の公表）

第10条 前条の規定により選定した事業は、当初予算案の発表にあわせて公表するものとする。ただし、アイデアの審査結果や評価などに関する個別の回答は、行わない。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。